

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和元年度 第2回 【足立区公契約等審議会】		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和元年9月27日（金）		
開催時間	午前10時00分 ～ 午前11時50分		
開催場所	足立区役所11階 入札室		
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長	鈴木 欽哉 委員
欠席者			
会議次第	1 開会 2 議事 （1）定例審議 ・議案第1号 補助第258号線六町加平橋取付道路整備工事（その1） ・議案第2号 しょうぶ沼公園改修工事その1 ・議案第3号 道路台帳現況平面図等の補正・測量委託 ・議案第4号 不燃化特区まちづくりコンサルタント業務委託 ・議案第5号 電力供給（単価）（長期継続） （2）公契約制度検討審議 ・議案第6号 令和元年度の予定価格事後公表の試行実施結果について（8月31日現在） 3 報告事項 （1）令和元年度の不調・不落について（6月～8月） （2）令和元年度指名停止措置状況について（6月～8月） （3）令和元年度工事変更審議会案件について（6月～8月）		
資 料	定例審議資料、公契約制度検討審議資料、報告事項資料		

（審議経過）

1 開会

【総務部長挨拶】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開とするが、非公開情報に関する質疑があった場合には一旦中断し、議事を非公開とする。

ー全委員了承ー

2 議事

（1） 定例審議

・定例審議抽出説明

○鈴木委員

定例審議抽出理由として、議案第1号、議案第2号、議案第5号は契約金額が最も高いもの、議案第3号と議案第4号は案件内容を確認したいものを選定した。

議案第1号 補助第258号線六町加平橋
取付道路整備工事（その1）

○工事契約係長

契約方式は、施工能力審査型総合評価方式・条件付一般競争入札、予定価格は4億6400万円余の土木工事の議決案件、公契約条例の対象である。

入札参加者は4者、格付はAが2者、Bが2者である。3者が応札、このうち1者は予定価格を超過した。

落札者は株式会社東京三田組で、総合点34.16、落札率94.72%である。

契約変更は計2回、2回目の契約変更は第3回区議会定例会の議決案件である。

各委員から事前質問と回答は以下のとおりである。

第1回目の契約変更の内訳としては、地盤改良や敷鉄板の追加が1840万円、仮

設通路工が1038万円などである。

地質調査は工事着手前の詳細設計業務で実施している。

第1回目の契約変更でも杭工事の発生土は調査したが、さらに改良が必要となり、第2回目の契約変更で処理した。

第2回目の契約変更の内訳としては、落書防止塗装750万円、杭工事発生土改良540万円などである。

○契約課長

昨日の総務委員会で第2回契約変更を審議したが、各会派から質問の内容は各委員からの事前質問とほぼ同じ内容であった。

○総務部長

今回議決を要することになった理由としては、契約変更後の金額が当初の契約金額の10%を超えたことによる。

昨日の総務委員会で本議案は可決されたが、契約課長が説明したように、各委員からの事前質問と同様の質問があった。

いたし方ない理由による契約変更はやむを得ないが、もともと分かっているのであれば、設計に反映させるべきであるとの意見があった。

この案件は区画整理地内で、橋に接続するための道路工事である。橋は既に完成している。

設計段階では道路予定地に家が立ち並んでいたもので、近傍の箇所でボーリングを行い、地質を調査した。

しかし、工事施工にあたり工事箇所の地質状況を確認する必要があるため、工事着手前に再度調査を行ったものである。

この区画整理事業は東京都が施工しており本来は橋の工事も東京都が行うものであるが、地元要望を受けて早く橋を完成させるため、区が道路工事部分を施工した。

杭工事で道路が陥没するといけないので改めて調査した。

○飯塚会長

関係機関との協議に基づき仮設通路を設けたとあるが、事前に仮設通路が必要であることは分からなかったのか。

○総務部長

区画整理施工中の場所であり、家を撤去したため当初予定していた道路が無くなったり、付け替えるなど、日々状況は変化している。

また、警察や東京都など関係機関が多いので協議を進めていく中で、歩行者の安全確保上、仮設通路の設置することが必要となり、臨機応変に対応している。

○鈴木委員

契約変更については、変更の理由や時期が妥当かどうか。工事の金額が過大なものになっていないかを考える必要がある。

変更金額は当初の予定価格の算定と同じように行うのか。業者に無理をさせたから金額を上乗せするようなことはないのか。

○総務部長

そのようなことはない。請負契約なので契約書に基づいて施工するが、受注者から地盤が悪いので敷鉄板を入れるなど提案があれば、そうしたことをやらないと現場が進まないし、工期が伸びてしまう。

当初想定できなかった事については受注者と発注者で判明した時点で協議して、お互いの合意のもと設計変更する。

設計単価は契約変更時の実勢単価で行うので適正に算定している。業者にしわ寄せがいくことの無いよう、きちんと数量を出して契約変更している。

○契約課長

契約変更金額は落札率が影響する。本件の落札率は約95%なので、変更金額に約0.95を掛けた金額になる。

○総務部長

このようにしないと契約金額と落札金額に差異が生じてしまう。

○鈴木委員

業者も納得するのか。

○総務部長

こうした取り決めなので納得する。

○田中副会長

落書防止塗装の金額が意外と高い。

○総務部長

工事発注課に確認したところ、塗る手間もあるが、特殊な塗料で材料費が高い。

足立区はまちをきれいにする条例を制定しており、タバコのポイ捨て禁止や落書の防止に取り組んでいる。区として落書を速やかに消すよう努力しているが、落書されてから消すよりも、予防策として落書防止塗装を行う方が効率的と考えた。

○田中副会長

落書きが消し易くなるのか。

○総務部長

そのとおりである。

○田中副会長

落書きの多い地域は犯罪も多いと言われている。

○総務部長

そのとおりである。

○飯塚会長

入札参加者のうち、どの業者が落札しても同じように契約変更が生じるのか。

もしくは、落札した業者によってはこのような事態は予め見込んでいることがあり得るのか。

○総務部長

基本的に入札参加者には、設計図面と積算内訳書、参考資料として数量の内訳書を渡している。その範囲でしか経費を見込んでいない。今回の契約変更は突発的なことであり、通常はそこまでの経費を見込んでいないと思う。

ただし、施工者の技術や能力によって、あるいは手持ちの資材等によっては微妙に差が出てくるかもしれないが、今回の設計変更の内容は手持ちのものがない。地盤改良は専門業者が行うものであり、敷鉄板はリース業者から借りるものである。さすがにそこまでは見込んでいない。

重機を保有している建設会社は少ないと思われる。たまたま手持ちの重機があればその分のリース代が浮くことになる。

業者の力量や規模によって差異はあるかもしれないが、どの業者が落札しても契約変更の申し出があったと思われる。

○飯塚会長

どの業者が落札しても契約変更したと思われるが、手持ちの重機や資材があれば、その分だけ契約変更金額に差が生じたということか。

○総務部長

逆に怖いのが重機を据えて安全に工事をしなければいけないのに、地盤改良せずに

工事を行い、重機をひっくり返してしまう方が問題である。

安全マージンを取って受注者から区に申し出てくれることも安全確保上は必要なことであり、協議に応じる。このように申し出を行うか否かは事業者の経験によると思われる。

○鈴木委員

業者の立場で一番きついことは、工事を始めて契約変更も行ったが、実際に工期までに完成させるために自社だけではできない状況になった場合には下請を使ったり、人員を集めるしかない。

その結果、ものすごいコストが掛かって赤字になってしまうことである。

本件の場合、契約金額はそれなりに高額な工事であるが、業者が多額の損失をかぶるような工事はないと考えてもいいか。

○総務部長

どうしても工期を延ばさざるを得ない時は工期を延ばす。しかし、普通に考えれば工事を延ばせばその分人工も多くなる。

本件の場合、工期変更を伴わないため、作業が増えれば人件費も増えるが、その部分もみて設計変更をしているので、通常は赤字にならないと思われる。

工事着手後、現場代理人から工程管理上地盤改良が必要である旨相談があったものと思われる。区と受注者が協議して設計変更したのではないか。大雨による影響など偶発的に発生した事は別途協議することになる。

業者が損害を被ることはないし、被ることの無いように設計変更で対応する。全体の金額を変更できないのであれば、協議の中で材料の品質を見直し、その差額を別の個所に充てたり、必要のない項目は省略す

ることは有り得る。

議案第2号 しょうぶ沼公園改修工事その 1

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札で、予定価格は8942万円余の土木工事である。

入札参加者は4者、格付は全者B、3者が応札し1者は辞退した。落札者は堀真建設株式会社で落札率99.54%である。

各委員から事前質問と回答は以下のとおりである。

同改修工事（その2）は本年7月に契約を締結し、工期は来年5月まで、落札者は堀真建設株式会社である。

辞退理由は施工体制が整わないためである。

開札結果の「添付資料なし」とは、電子調達システムの改修で画面入力が可能となり添付不要となったものである。

○総務部長

しょうぶ沼公園では毎年6月しょうぶ祭りを開催している。近隣の北綾瀬駅からは始発電車が出るようになり、駅舎の一部は公園に接している。

第一期の工事は今年の6月に完了した。地元からは改修工事によってバリアフリーが進んだことに対し、感謝の声が寄せられている。

○鈴木委員

自宅の近隣に都立舎人公園があるが、なかなか工事が終らず、一体今、何の工事を行っているのかわからない。工事が進んでいる雰囲気が感じられない。

舎人公園の工事は東京都が施工しているのか。

○総務部長

舎人公園の工事は10年以上になる。面積も広いこともあるかと思うが、あと数年で終わると聞いている。

○鈴木委員

バーベキューの位置も変わった。

○総務部長

区立公園の改修工事についてはパークイノベーションという、公園ごとに特色のある公園にしていくための大きな計画がある。

工事の内容はトイレ改修が最も多い。昔はバリアフリーを考えていなかったのも、トイレの改修を主に行っている。

また、園路の改修や遊具の撤去・新設など、細々とした工事も多い。

こうした工事の中で画一的な公園にするのではなく、小さな子どもが遊べるなど特色ある公園にするように、今後数年間改修工事を進めていく予定である。

区立公園はそれほど大きい公園はないので、どのような工事を施工しているかはわかるかと思う。

また、公園の改修工事にあたっては区が主体であるが、極力、地域の方の意見を聞き、できることは反映している。

○飯塚会長

地域住民の意見は、どのように取り入れているのか。誰が聞くのか。

○総務部長

聞き取り方法は町会・自治会単位であったり、説明会であったり、様々な手法がある。一から造る公園はワークショップであったり、規模や改修の度合いであったり、状況に応じてパターンを変えている。

○契約課長

しょうぶ沼公園の改修工事はアンケートを取っている。

○飯塚会長

誰でも意見を言えるのか。

○総務部長

そのとおりである。公園に対する要望は多い。トイレは様式化やおむつ替えのスペース、ドックランの場所、日除けの東屋などがある。

公園は一旦設置すると維持管理経費が嵩む。落ち葉清掃や樹木の伐採、公園に隣接する方からは利用者が起こす騒音の苦情もある。

○田中副会長

防犯カメラは維持管理の一環か。

○総務部長

そのとおりである。夜、若者が騒ぐことを抑止したり、区の治安を守るために設置している。現在は街中だけでなく、公園にも防犯カメラを設置している。

○田中副会長

足立区は防犯カメラが多い。

○総務部長

足立区は台数が多いが、面積当たりの台数は世田谷区の方が多い。

来年度以降はさらに増える。

防犯カメラを設置した当初は監視を懸念する声もあったが、今は逆に設置の要望が多い。

○田中副会長

防犯カメラは犯罪の抑止効果がある。

○総務部長

効果はあると思う。

議案第3号 道路台帳現況平面図等の補正・測量委託

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、委託契約、予定価格は約864万円の測量委託である。

入札参加者は8者、6者が応札し2者は不参加であった。落札者は第一航業株式会社足立営業所、落札率99.68%であった。

各委員から事前質問と回答は以下のとおりである。

入札参加有資格者の順位格付としては、77番から772番まで拵がっている。

予定価格の積算にあたり、下見積は依頼していない。

不参加の理由は不明である。

○総務部長

道路台帳はかつて紙媒体だったが、現在はデジタル化している。官地と民地の境界や水道管やガス管など道路の地中埋設物を掲載している。

CADによる電子データで紙媒体の時代は、道路の幅員や地中埋設物など業者の質問に職員が回答していた。現在はパソコン上で示している。必要に応じて印刷し、業者に配布していたと記憶している。

○田中副会長

何年かに1回現況を確認しているのか。

○総務部長

そのとおりである。足立区の道路延長は数10kmに及ぶので大変な作業である。

○鈴木委員

補正作業とは異なるが、道路の補修工事は基本的にコンクリートやアスファルトがだめになったとか、ガードレールにぶつけて曲げてしまったとかいうレベルで行うものなので、道路がいつの間にか変わってしまうことは、補修工事ではないと考えていいのか。

○総務部長

道路補修の考え方として、部分補修と全面補修がある。交通量の多い道路は劣化するので、全面補修する場合には道路の表面を削って、アスファルトを打ち直す。

また、日々、道路管理で道路をパトロールしているので、ガードレールの破損や道路の陥没補修などは緊急工事で対応している。

区が管理する道路に瑕疵がある場合には区の責任になる。溝に靴が挟まり傷んだとの理由で区に補償を求められた時には、損害賠償に応じ和解したことがある。自動車が穴にはまり、車が壊れることが無きにしても非ずである。道路は財産として管理すること、区民が使用する施設として維持管理することも重要である。

○鈴木委員

青色パトロール車はなぜ区内を巡回しているのか、当審議会での審議を通じ初めて理解できた。

○総務部長

足立区は面積が広いので、何班かに分けて巡回している。

○鈴木委員

ただ巡回しているだけではなく、いろい

ろなところを見ているということか。

○総務部長

そのとおりである。区民から通報が届く場合もあるが、台風による倒木など細かいところは委託業者が点検している。

○田中副会長

本件は予定価格を超過した業者が多く、落札率が高いが、下見積を取っていないなど、何らかの要因が影響しているのか。こうした内容の業務は落札率が高いのか。

○契約課長

積算については発注課に確認して、次の審議会で報告する。

積み上げで積算しているはずであるが、業者の技術力などによってどれ位でできるのか、結果として差が生じたのではないかと思われる。

○飯塚会長

道路台帳は今回、全部行うのか。

○総務部長

綾瀬地域だけ一部である。足立区全域で114か所について行うものである。

○飯塚会長

何年か定期的に行うものではなく、随時行うものなのか。

○総務部長

必要に応じて行っている。測量は奥が深い。道路の構成が変わるなど、維持管理上必要なところは出てくる。測量は1年を通して行うが、官民の境界が不明瞭で、あとあと揉めることの無いようにしなければならない。

何らかの理由で官地に民間の建物が建っていることがある。道路台帳がしっかりしていないと揉める原因となる。

議案第4号 不燃化特区まちづくりコンサルタント業務委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、委託契約、契約金額は1026万円である。

委託内容としては、地域の実情に応じた建て替えによる不燃化を促進することで、安全・安心のまちづくりを推進することを目的としており、不燃化特区制度の普及啓発等である。

予定価格の算定にあたり、下見積は4者に依頼した。

官公庁実績のある10者を指名したが、4者が応札し6者が辞退した。

落札者は株式会社都市企画工房、落札率100%であった。

各委員から事前質問と回答は以下のとおりである。

足立区の不燃化については、区内全域は調査していない。不燃化特区区域内は平成30年度末で約52%である。

相談会は8会場で16回開催し、計88人参加した。

予定価格の内訳として、直接人件費については作業工程ごとの従事時間に技師や技術員の単価を掛けている。直接経費は印刷費や配布費、間接費は直接人件費に経費率を掛けている。

辞退理由は実績がない、実施体制を整えられない、技術者不足等である。

本契約期間満了後も不燃化特区制度は継続しているが令和2年度末で終了予定であり、令和3年度以降は未定である。

○総務部長

馴染みがない用語かもしれないが、東京都が木造密集市街地改善ということで昔から行っている。特効薬はないが、道路を広げたり、燃えにくい建物に建て替えることに取り組んでいる。

30年前から行っているが、不燃化率、街が燃えづらい率と理解していただきたい。

なぜ、足立区全域で行わないかというと、区画整理区域など街並みがしっかりしている地域は不燃化率が高い。道路幅員も6mあるし、建物も不燃化構造になっている。

問題は環七以南の千住地域や梅田・梅島西新井も含む地域である。木造の建物が密集しており、火が付くと一気に燃えてしまう。道路を広げるか燃えづらい建物に建て替えるしか方策がない。

不燃化特区したことにより除却費用の補助金が出る、建て替えにも補助金が出る。建て替えを促進する。もとは地域が狭かったが対象を広げてきた。

令和2年までに不燃化率を70%にする予定である。現在約52%、あと1年間で18%も上がることは困難なので、現在東京都と補助金の交付期間を延長するかどうか協議している。

まだ確定していないが、安全安心のまちづくりの仕事の一環としてコンサルタントに委託している。区民の方が説明を聞いて建て替えの機運を高め、補助金で建替えてくれば街の安全性が高まる。

資金が足りなくて建て替えられないなど個々に事情があると思うが、一つの街のくくりとして、燃えにくい建物が増えることで延焼を防ぐことができる。何も策を講じないと延焼を止めることはできない。

○田中副会長

相談会は８８組参加したとのことだが、想定と比べてどうなのか。もっと多くの方に参加して欲しかったのか、想定どおりだったのか。

○総務部長

自分の経験からすると、チラシは各戸しているのですが、配布した世帯数に比べると少ないと思うが、この相談会に参加するのは意識が高い方なので、１件でも２件でも建替えにつながられれば意義のあることであると思う。

○鈴木委員

建替えると当然、今の耐震基準に対応するので、建物は丈夫になるのか。

○総務部長

木造密集地域は総じて古い建物が多い。その原因は物理的に建替えができないなどの制限があるためである。昭和５６年に耐震基準が改正され、それ以前に建てられたものが問題になっている。

一番いいのは建替えることだが、耐震補強という方法もある。揺れても大丈夫なように、筋交いを入れたり、瓦屋根を軽い屋根にすることも効果である。耐震補強については区も助成している。

区民の方が火災や圧死で亡くなることを無くすことが重要なので、建替えが無理な場合は補強する方法もある。

○飯塚会長

前年度も都市企画工房が落札し、今年度も同者が落札率１００％で落札している。

落札率１００％の理由としては前年度の経験があるからなのか、たまたまなのか。

○契約課長

下見積は都市企画工房から取ったが、同者にとって可能な最低限の金額を下見積として提出したものと思われる。

この金額より安い金額の入札があったら同者は落札できなかったが、他の業者はこれ以上安い金額では入札しないと考えたのではないか。

○飯塚会長

下見積は４者から取ったと聞いたが。

○物品契約係長

下見積は４者から取ったが、都市企画工房以外の３者は予定価格を超過しているので、契約請求の際には最も低い下見積の金額を予定価格としたものと思われる。

○総務部長

都市企画工房は下見積金額どおりに入札したので、予定価格と落札金額が一致したものと思われる。

下見積金額どおり予定価格を設定すればこうしたことはまま起こり得る。

○飯塚会長

契約期間が満了した後、平成３１年度も都市企画工房と引き続き契約したのか。

○物品契約係長

毎年入札は行うが、今年度も都市企画工房が落札した。入札は１０者で行った。

議案第５号 電力供給（単価）（長期継続）

○物品契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、契約金額は約４億７４４万円である。

委託内容としては、第一中学校外３４校の電力供給である。

入札参加者は5者、4者が応札し、1者は辞退した。

落札者は株式会社F-Power、落札率81.98%であった。

入札参加資格要件としては電気事業法に基づく小売電気事業者登録者であること、要綱に基づく報告書を提出し、適合者と認められることである。

各委員から事前質問と回答は以下のとおりである。

対象施設は小学校である。

新電力業者とは平成27年度から契約しているが、契約量が膨大であるため発注は3分割している。

各事業者が提示した単価については、電子調達システム上、落札者決定後は閲覧できないため不明である。

辞退理由は自社都合とのことである。

○鈴木委員

入札金額は結構違うが、落札者以外の業者はどのように計算しているのか。

○契約課長

予定価格の単価と各者の入札金額の単価を比較すると、基本料金で差が出ている。

予定価格は1000円で設定したが、この金額よりも如何に低く設定できるかで、入札金額に差が出たものと思われる。

この案件は昨年の8月の入札だったので落札者が決定したが、今年1月以降は状況が変化し、発注しても手を挙げる業者が少なくなってきた。

新電力の業者はいずれも経営状況等がかなり厳しくなってきたという話もある。

ある程度まとまった規模でないと採算が合わないことが考えられる。

○鈴木委員

新電力の登録業者でやめた業者は出ているのか。

○総務部長

登録業者では特に聞いてはいない。登録していても入札に参加しない業者はいる。

電力自由化が叫ばれているが、安い金額で供給することが難しくなっているのではないか。不調になると区財政への影響は大きい。

○契約課長

今年1月の時点で申込みが少なかった理由の一つとして、環境配慮実施要綱第5条に基づく報告書を提出しても、現時点では審査に通らないと業者が判断すれば、入札参加に手を挙げないという話も聞いている。

○鈴木委員

報告書の提出を免除すれば、入札に参加する可能性はあるのか。

○契約課長

可能性はある。

○鈴木委員

痛し痒しということか。

○契約課長

審査の省略は環境面から考えて良いこととは言えない。環境部として審査は譲れないことと思われる。

○鈴木委員

二酸化炭素の問題か。

○総務部長

CO2削減は避けては通れない。コスト

を取るか、環境面を取るかである。

○鈴木委員

石炭火力でも増やせばコストは下がるが環境は悪くなる。

○総務部長

環境に配慮した電力を調達することが区の方針である。

○田中副会長

新電力はこれからなのかもしれない。

○総務部長

再生可能エネルギーだけで日本全国の電力需要は賄えないと思われる。CO₂削減と新電力の議論は悩ましいところである。

○飯塚会長

議事第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認めた承できるか。

ー全委員了承ー

(2) 公契約制度検討審議

議案第6号 令和元年度の予定価格事後公表の試行実施結果について(8月31日現在)

○契約課長

8月31日現在で、実施件数が30件、内訳は落札者決定が24件、不調が5件、中止が1件である。

予定価格1億円以上1億8千万円未満の25件の内訳として、学校のトイレ改修工事のうち3件が不落となった。これらは建築工事で発注したものである。

再度公告は指名競争入札としたところ、2件は落札、1件は不落であった。

平均落札率は98.3%、契約差金は約

4300万円である。

予定価格1億8千万円以上は新たな案件はない。5件の平均落札率は95.5%である。

計29件の平均落札率は97.72%、契約差金は約1億1800万円である。

予定価格1億8千万円以上の案件の開札予定は10月に1件ある。

皿沼小のトイレ改修工事については落札率がほぼ100%、契約差金は2200円であった。

○総務部長

今年度は小中学校のトイレ改修工事を多数発注した。騒音を伴う工事なので夏休みに行わざるを得ない。秋以降発注すれば落札者は決定するかもしれないが、学校長からの工事中止の要望が想定される。子どもたちには気の毒だが来年にするしかない。

○田中副会長

トイレ改修工事の件数が多い。

○総務部長

4年計画を2年計画とし、前倒しで発注している。年度ごとの発注件数が倍増となった。

○飯塚会長

予定価格事後公表でも落札率は99%以上が多い。

○契約課長

設備工事は単価に個数を掛けるなど、一般の建築工事よりも積算が複雑ではない。単価の見積金額が違わなければ、入札金額予定価格に近い金額になる可能性はある。

○総務部長

トイレの改修工事は衛生器具等の数は分かっているし、メーカーも限られているので、区の見積と業者の見積がほぼ同じであれば、結果的に積算金額も一緒になる。

事業者が割引で仕入れられるならば、入札金額はもっと下がる可能性がある。

○田中副会長

トイレ改修工事の落札率は、99%が多い。

○総務部長

改修工法として、以前は床を削っていたが、現在はユニットをはめ込んでいる。

TOTOとリクシルが二大メーカーなので、区と業者がこの二者から見積を取るならば、双方の積算金額は同じになる。

○飯塚会長

予定価格の事後公表については、一部の案件で不調が続いているが、落札率に変化が見られるなど一定の効果があつたと思われるため、引き続き今後の落札結果を注視していくことでどうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

(1) 令和元年度の不調・不落について (6月～8月)

○契約課長

8月31日現在の不調・不落の件数は、41件である。内訳は設計業務が20件で半数を占めている。これは予定価格を事後公表に起因しているのかもしれない。

建築工事の11件の内訳としてはトイレ改修工事が多い。

年内で工事契約の発注はほぼ終わるが、今後も不調が続くのか状況を注視していき

たい。

トイレ改修工事を多数発注した影響か、一部の設備工事が不調となった。

○総務部長

発注件数が多く、入札参加資格も区内本店事業者を優先しているため、区内本店事業者は手持ち工事を抱えて受注できないのかもしれない。

区内に電気工事業者は多いが、設備工事業者は少ない。トイレ改修工事は全件落札者が決定すると思ったが、他の工事にしわ寄せが来たようである。

当区は下半期の発注件数は多くないが、他の所でも工事があるように思われる。

○飯塚会長

トイレ改修工事が一通り終わったら、落札率はもう少し改善されるか。

○総務部長

改善されると思われる。ただし、年度を前倒して発注しているため、今後公共工事の発注件数が少なくなった場合、落札率はどう変化するか、逆の意味で心配がある。

○田中副会長

前倒しの影響か。

○総務部長

トイレ改修工事以外にも設備工事はあるが3、4年後には発注件数は少なくなる。

昨年までは設備工事で不調がなかった。

(2) 令和元年度指名停止措置状況について (6月～8月)

○契約課長

指名停止の件数は工事契約が8件、物品契約が6件である。

停止理由として、工事契約は独占禁止法違反と工事施工における法令違反、物品契約は落札後辞退と独占禁止法違反である。

○総務部長

旧こども家庭支援センター解体工事は技術者を配置しておらず、工事内容も粗雑であった。当該事業者は公共工事を受注したのは今回初めてであった。

(質疑なし)

(3) 令和元年度工事変更審議会案件について(6月～8月)

○契約課長

審議件数は2件であった。

栗六陸橋耐震補強等工事は2回目の契約変更により、当初の契約金額の10%を超えたことによる。

変更内容は工法の変更や歩道橋の架け替え、仮設ガードレールの設置などである。

審議会では、事前調査の段階では分からなかったかなどの質疑があった。

補助第258号線六町加平橋取付道路整備工事(その1)の変更内容は地盤改良や雨水対策などである。変更理由は区画整理工事の影響等である。

河川管理者は東京都知事、所管は東京都第六建設事務所である。

○総務部長

栗六陸橋耐震補強等工事の契約変更については昨日の総務委員会で可決された。

なぜ設計当初に分からなかったのかなどの質問があった。議決案件であればなおさらのこと、当初の契約できちんと積算してから議案を提出すべきではないかとの指摘があった。

過大に見積ることもよくないが、適正に

見積もることが大事である。

○契約課長

本件は東武鉄道系列事業者との随意契約である。鉄道工事の専門業者との理由によるものである。

○総務部長

東武鉄道の言い値どおりで契約した訳はないが、鉄道敷に隣接しており、電車の安全運行に支障が出るといけないので随意契約とした。

○鈴木委員

竹ノ塚駅の連続立体化工事箇所の踏切は相変わらず車両は通行しづらい。どうしても栗六陸橋の通行量が多くなる。

○総務部長

橋梁の耐震補強は必要不可欠な工事であるが、区議会からも適正な見積で適正な金額で契約するよう指摘を受けている。

○田中副会長

実際に工事を着手しないと分からないものもある。

○総務部長

橋桁が落ちないためのブラケットをぶら下げるため橋脚に穴を開けるが、開けた箇所が多かったので橋脚に影響が出ないか心配したが、問題はないとのことである。

新築工事よりも改築工事の方がリスクは大きい。

○鈴木委員

大型トラックは通行できるのか。

○総務部長

通行できる。

○飯塚会長

栗六陸橋耐震補強等工事の第2回契約変更理由として、大型重機による破碎工法から人力破碎工法に変更したとあるが、どのような事情か。

○総務部長

近隣からの騒音の苦情による。重機で工事した方が早いのが、むき出しになるので、防音シートで養生し、ハンドブレーカーを使った人力で壊すことになったため、金額が増えたと聞いている。

○飯塚会長

騒音は大きいのか。

○契約課長

車両の通行による騒音とは異なる。振動も発生する。

○工事契約係長

随意契約の理由として、この工区を担当した業者である。

連絡事項

○契約課長

次回第3回審議会の具体的な日程は未定であるが、1月を予定している。できるだけ早期に日程調整する。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとする。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願いたい。委員全員が内容を確認したら、区長に提出したい。よろしいか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上を持って令和元年度第2回足立区公契約等審議会を閉会する。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝したい。